

「万福定期預金」

令和6年11月15日現在

項 目	内 容
商品名	「万福定期預金」
ご利用いただける方	個人、法人の方 反社会的勢力に該当しない方
お預入金額	1口：20万円以上500万円以内（1円単位） ※お一人さま預入限度は1,000万円とします。
お預入期間	5年 ※原則、自動継続（元金継続、元利金継続）でお預りします。満期日にご指定の条件で5年間を期間として自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続されます。 ※この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率を基準として定められた利率となります。
お預入方法	一括してお預入れいただきます。 ・現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替でのお預入れができます。 ただし、証券類でのお預入れの場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。 ・通帳式定期（専用通帳方式）、総合口座定期でのお預りとなります。
払戻方法	満期日以後にお利息とともにお支払いします。
お預入利率	固定金利
適用利率	0.50%（固定金利）
お利息	（1）複利型・・・個人のお客さま ・お利息は複利で計算し、満期日に一括してお受け取りいただきます。 （2）単利型・・・法人のお客さま ・お利息は単利で計算し、中間利払日（お預け入れ日から満期日の1年前の応当日までに到来するお預入れ日の1年毎の応当日）以降および満期日以降に分割して口座振替または現金にてお受け取りいただきます。 なお、中間利払い日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×1%）により計算いたします。
お利息の計算方法 （付利単位1円）	1年を365日とする日割りで計算します。
税金	個人の方はお利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。 法人の方は、お利息に国税15.315%の税金がかかります。 ※法人の方には、2016年1月1日以降、お支払いするお利息から地方税5%の特別徴収は行われておりません。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）

万福定期預金

商品概要説明書

項 目	内 容												
自動継続	自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。 (1) 元利金継続型 満期日にお利息を元金に加えて継続します。 (2) 利息受取型 満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。												
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 最高200万円（ただし、お預入定期預金の90%以内）まで自動貸越がご利用できます。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。												
中途解約時のお取扱い	満期日前にご解約される場合は、下記のお預入期間に応じた期限前解約利率およびお預入日からご解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 【期限前中途解約利率】（小数点第4位以下切り捨て） <table border="1"> <tr> <th>ご解約日までのお預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr> <tr> <td>1年未満</td><td>解約日における店頭表示の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td><td>約定利率×21%</td></tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td><td>約定利率×22%</td></tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td><td>約定利率×23%</td></tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td><td>約定利率×24%</td></tr> </table> ※この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。	ご解約日までのお預入期間	中途解約利率	1年未満	解約日における店頭表示の普通預金利率	1年以上2年未満	約定利率×21%	2年以上3年未満	約定利率×22%	3年以上4年未満	約定利率×23%	4年以上5年未満	約定利率×24%
ご解約日までのお預入期間	中途解約利率												
1年未満	解約日における店頭表示の普通預金利率												
1年以上2年未満	約定利率×21%												
2年以上3年未満	約定利率×22%												
3年以上4年未満	約定利率×23%												
4年以上5年未満	約定利率×24%												
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。												
手数料	再発行手数料 通帳等1件につき1,100円												
苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。												
その他参考となる事項	・この預金は、「万福定期預金規定」によりお取扱いいたします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。 ・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。 ・自由金利型定期預金＜M型＞（スーパー定期）の商品概要説明書もご確認ください。												

万福定期預金